



令和3年度 福岡市男女共同参画推進協議会

令和3年10月18日(月)9:40～
Web会議

次 第

- 1 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の実施状況及び評価について
- 2 福岡市男女共同参画基本計画(第4次)について
- 3 審議会等委員への女性の参画促進について

市民局

1 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の実施状況及び評価について

男女共同参画基本計画(第3次)とは

男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方「福岡市男女共同参画を推進する条例」に基づき、施策や市民との共働の取組みなどを総合的、計画的に進めるための基本的な計画で、男女共同参画のまちづくりの「設計図」にあたるもの。

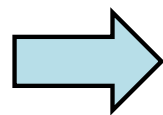
◆計画期間:平成28年度～令和2年度まで(5年間)

計画の推進体制

(1)福岡市男女共同参画推進協議会

(会長:高島市長、副会長:荒瀬副市長、委員:全事業管理者、教育長、全局・区長等)

- 計画の進捗状況の把握
- 庁内の連携強化



男女共同参画推進施策の総合的かつ効果的な実施

(2)福岡市男女共同参画審議会

- 市長の附属機関
- 男女共同参画にかかる重要事項の調査・審議
- 男女共同参画推進施策等についての苦情処理に関する調査・審議など

第3次基本計画 数値目標の達成状況

	数 値 目 標		目 標 値 (R2年度)	初 期 値		現 状 値 (R2年度)	
基本目標1	1.	社会全体で見た場合の男女の地位の平等感	全体	30%	14.3%	(25年度)	※13.0%
	2.	固定的性別役割分担意識の解消度	女性	75%	66.0%	(26年度)	78.7%
			男性	70%	60.9%	(26年度)	70.6%
基本目標4	3.	福岡市の企業における女性管理職比率		12%	10.0%	(26年度)	※11.3%
基本目標5	4.	福岡市役所における女性管理職比率		15%程度	11.0%	(27年度)	※15.5%
	5.	福岡市の審議会等委員への女性の参画率		40%	33.7%	(27年度)	35.3%
		女性委員のいない審議会等の数		0	2	(27年度)	0

※数値目標1はH30年度数値

※数値目標3はR元年度数値

※数値目標4

旧県費負担教職員を除いた数値

〔初期値資料〕

1. 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査
2. 平成26年度福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査
3. 平成26年度女性労働実態調査
4. 5月1日現在
5. 初期値 6月1日現在

審議会評価(5年間の総合評価)

- 男女の固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、**ライフステージに応じた身近なテーマで、実効力のある取組み**を推進していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、DVの相談件数が増加していることから、**窓口の周知に加え、被害者に寄り添った支援を行うことが必要**である。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多様で柔軟な働き方が普及してきたことに加え、「育児・介護休業法」の一部改正により、より一層、**男性の意識改革を行うとともに、家事・育児への参画をさらに推進**することが求められる。
- 働く場における男性中心の意識・慣行は未だ解消されておらず、民間企業における女性管理職の割合は微増にとどまり、**女性活躍推進に向けた取組みは未だ不十分**であると言わざるを得ない。
- 女性委員のいない審議会等は解消されたものの、**女性の参画率は緩やかな改善にとどまり、目標達成には至っていない**。
- 市役所における女性管理職の割合は増加しているが、**特定事業主行動計画の目標の達成に向けて、さらなる改善**を図っていただきたい。
- 地域における男女共同参画の取組みが広く市民に浸透し、男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、**自治協議会をはじめとする地域の諸団体の委員の理解や、学校、PTA等との連携**を図っていく必要がある。

2 福岡市男女共同参画基本計画(第4次)について

男女共同参画基本計画(第4次)の期間

令和3年度～令和7年度

男女共同参画基本計画(第4次)の体系

- 5の「基本目標」 市民と共に目指すべき姿
- ↳ 16の「施策の方向」 基本目標の実現に向けた方向性
- ↳ 54の「具体的施策」 5年間に推進する具体的な取組

男女共同参画基本計画(第4次)の特徴

- ・SDGs等の国際的な動きや、働き方改革関連法をはじめとする法令等の整備、新型コロナウイルス感染症による影響など、社会経済情勢の変化に適切に対応する。
- ・男女共同参画の意識啓発が実践につながるよう、身近なテーマで、ライフステージに応じた効果的な取組みを行う。

第4次基本計画で福岡市が目指す姿

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会

男女共同参画基本計画(第4次)の数値目標(目標年度:令和7年度)

基本目標	項目	目標値 (令和7年度)	現状値
1	・男女の固定的な役割分担意識の解消度 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合 【市基本計画の成果指標に関する意識調査】	女性 80 男性 80	女性 76.5 男性 68.2 (令和元年度)
2	・配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 10 男性 10	女性 20.3 男性 21.0 (平成30年度)
	・中高生の「デートDV」についての理解度 デートDVについて「内容を知っている」と回答した中高生の割合 【市青少年の意識と行動調査】	中学生 50 高校生 80	中学生 20.0 高校生 52.3 (平成30年度)
3	・企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認知度 「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】	85	74.7 (令和元年度)
4	・企業における女性管理職比率 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】	15	11.3 (令和元年度)
5	・福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40	35.3 (令和2年8月1日)
	・福岡市役所における女性管理職比率	20	15.5 ※ (令和2年5月1日)

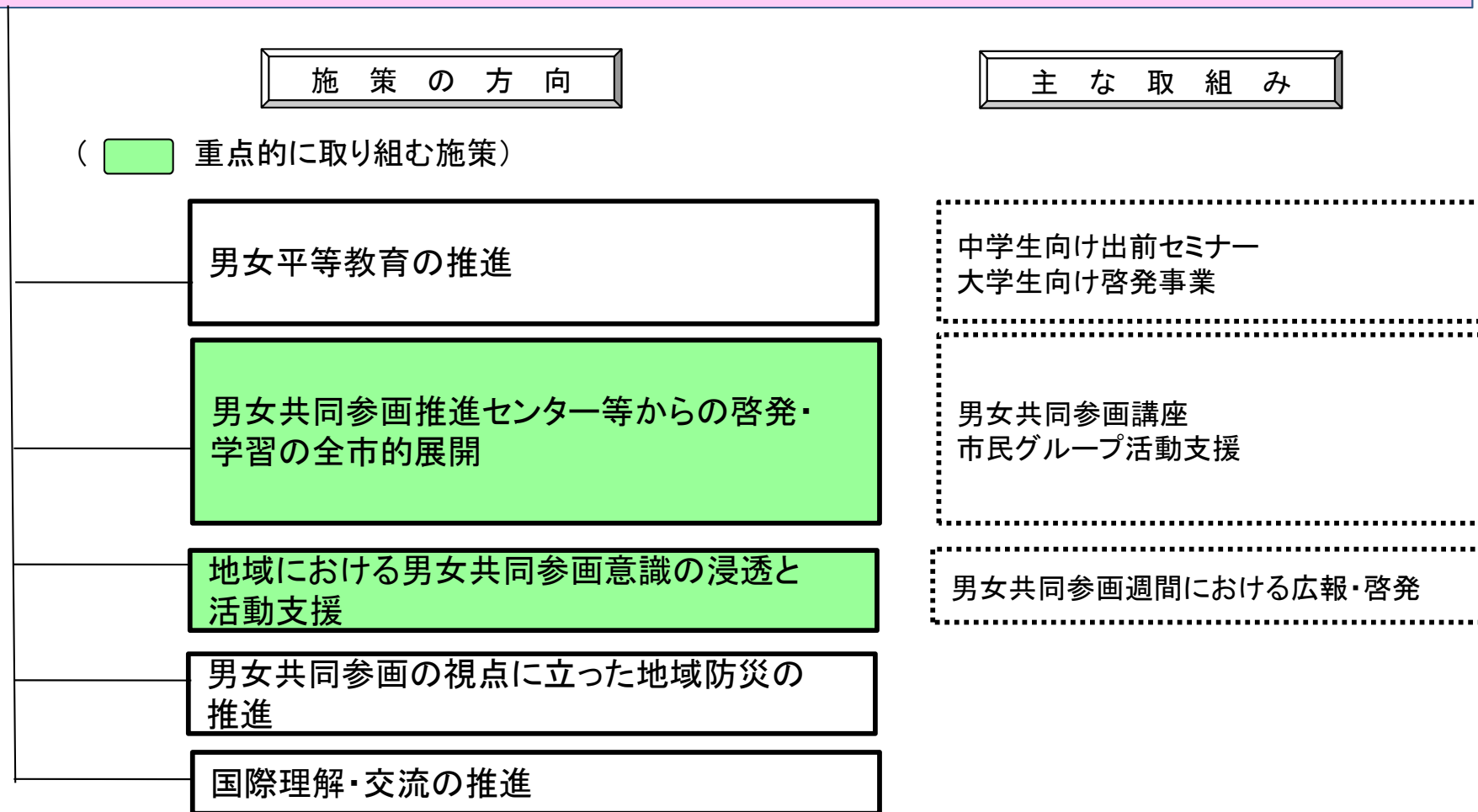
36.3
(令和3年8月1日)

16.6
(令和3年5月1日)
旧県費教職員を含むと17.4

※旧県費負担教職員分を含むと16.2

基本計画(第4次)の体系

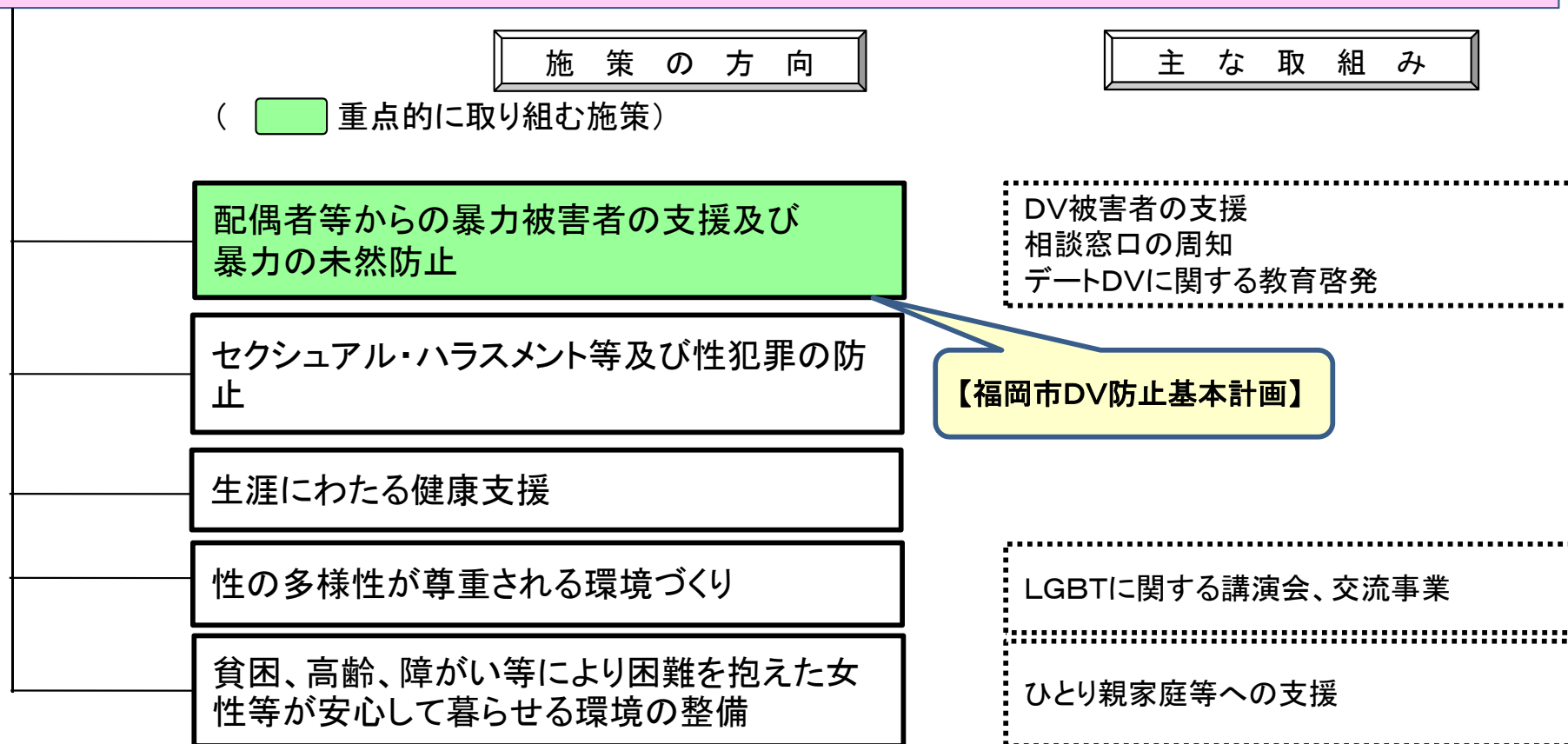
基本目標1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会



◆数値目標: 男女の固定的な役割分担意識の解消度

女性80%(現状値: 76.5%) 男性80%(現状値: 68.2%)

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会



◆数値目標：配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度
「相談できる窓口を知らない」と答える市民の割合
女性10%（現状値：20.3%） **男性10%**（現状値：21.0%）

◆数値目標：中高生の「デートDV」についての理解度
「デートDVの内容を知っている」と答える中高生の割合
中学生 50%（現状値：20.0%） **高校生 80%**（現状値：52.3%）

基本目標3 仕事と生活の調和が実現した社会

施策の方向

(重点的に取り組む施策)

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランスの推進)

子育て・介護支援の充実

主な取組み

男性の育児休業取得促進
男性の家事・育児・介護などへの参画を促進

◆市男性職員の育児休業取得率
9.4%(H29) → 33.5%(R2)

◆数値目標: 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認知度

「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合 **85%** (現状値: 74.7%)

基本目標4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

働く場における女性活躍推進の支援

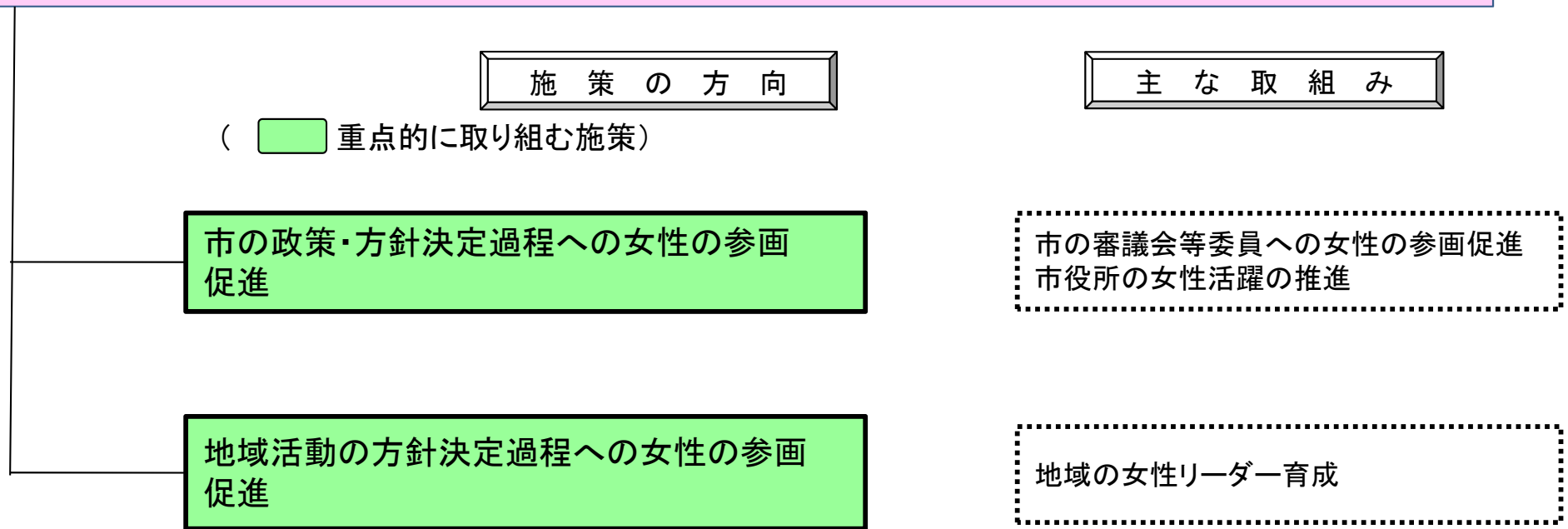
女性の就業・起業支援

ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイトの推進
女性のキャリア形成支援

女性の起業支援
女性の就職支援

◆数値目標: 企業における女性管理職比率 **15%** (現状値: 11.3%)

基本目標5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会



- ◆ 数値目標: 審議会等委員への女性の参画率 **40%**(現状値: 36.3%) ※令和3年8月1日現在
福岡市役所における女性管理職比率 **20%**(現状値: 16.6%) ※令和3年5月1日現在
※旧県費教職員を含むと17.4

3 審議会等委員への女性の参画促進について

審議会等委員への女性の参画状況

(令和3年8月1日現在)

所管	名称	委員数 (人)	女性数 (人)	参画率 (%)	所管	名称	委員数 (人)	女性数 (人)	参画率 (%)	
総務企画局	行政不服審査会	6	3	50.0	農林水産局	農林業振興審議会	22	7	31.8	
	政治倫理審査会	11	5	45.5		水産業振興審議会	22	3	13.6	
	情報公開審査会	7	2	28.6		博多漁港管理会 ※1	-	-	-	
	個人情報保護審議会 *	11	4	36.4		中央卸売市場開設運営協議会	15	4	26.7	
	総合計画審議会	25	8	32.0		中央卸売市場市場取引委員会	15	4	26.7	
	特別職報酬等審議会	10	4	40.0		局区別参画率	74	18	24.3	
	公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0		都市景観審議会	18	8	44.4	
	公務災害補償等審査会 ※1	-	-	-		屋外広告物審議会	19	8	42.1	
	福岡市職員公務員倫理審査会	5	1	20.0		国土利用計画審議会 ※1	-	-	-	
	局区別参画率	80	29	36.3		都市計画審議会	27	6	22.2	
財政局	土地利用審査会 ※1	-	-	-	住宅都市局	住宅審議会 ※2	-	-	-	
	局区別参画率	-	-	-		建築審査会	7	3	42.9	
市民局	町界町名整理審議会 ※1	-	-	-		中高層建築物建築紛争調停委員会	6	2	33.3	
	市民公益活動推進審議会	10	3	30.0		開発審査会	7	4	57.1	
	交通安全対策会議 ※1	-	-	-		地域公共交通会議	8	1	12.5	
	迷惑駐車防止審議会 ※1	-	-	-		総合交通戦略協議会 ※1	-	-	-	
	防災会議	68	9	13.2		空家等審議会	7	3	42.9	
	国民保護協議会 ※1	-	-	-		福岡広域都市計画事業員塚原周辺土地区画整理審議会	10	3	30.0	
	消費生活審議会	14	7	50.0		局区別参画率	109	38	34.9	
	男女共同参画審議会	17	10	58.8		港湾空港局	博多港地方港湾審議会	31	2	6.5
	スポーツ推進審議会	15	4	26.7	博多湾水産資源影響調査審議会 ※1		-	-	-	
	局区別参画率	124	33	26.6	局区別参画率	31	2	6.5		
子ども未来局	こども・子育て審議会	35	15	42.9	東区	東市民センター運営審議会	14	8	57.1	
	小児慢性特定疾病審査会	6	2	33.3		東保健所運営協議会	20	9	45.0	
	いじめ問題再調査委員会	3	1	33.3		局区別参画率	34	17	50.0	
	局区別参画率	44	18	40.9	博多区	博多市民センター運営審議会	15	8	53.3	
保健福祉局	保健福祉審議会	35	10	28.6		博多保健所運営協議会	20	9	45.0	
	民生委員推薦会	14	8	57.1	局区別参画率	35	17	48.6		
	医療扶助審議会 ※1	-	-	-	中央区	中央市民センター運営審議会	13	7	53.8	
	指定難病審査会	17	3	17.6		中央保健所運営協議会	20	12	60.0	
	感染症診査協議会	19	7	36.8		局区別参画率	33	19	57.6	
	食育推進会議	28	11	39.3	南区	南市民センター運営審議会	15	7	46.7	
	精神医療審査会	22	8	36.4		南保健所運営協議会	20	9	45.0	
	国民健康保険運営協議会	20	9	45.0	局区別参画率	35	16	45.7		
	病院事業運営審議会	14	4	28.6	城南区	城南市民センター運営審議会	13	8	61.5	
	介護認定審査会	347	116	33.4		城南保健所運営協議会	20	8	40.0	
	障がい者介護給付費等認定審査会	88	37	42.0	局区別参画率	33	16	48.5		
	地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会	5	1	20.0	早良区	早良市民センター運営審議会	14	9	64.3	
	障がい者等地域生活支援協議会	21	10	47.6		早良保健所運営協議会	20	7	35.0	
	障がい者差別解消推進会議	22	7	31.8		局区別参画率	34	16	47.1	
	障がい者差別解消審査会	4	1	25.0	西区	西市民センター運営審議会	14	7	50.0	
	福岡市災害弔慰金等支給審査委員会 ※2	-	-	-		西保健所運営協議会	20	10	50.0	
	局区別参画率	656	232	35.4		局区別参画率	34	17	50.0	
	環境局	環境審議会	27	7	25.9	教育委員会	福岡市立学校通学区区域審議会	19	9	47.4
		環境影響評価審査会	18	7	38.9		福岡市立学校給食センター運営委員会	16	9	56.3
		局区別参画率	45	14	31.1		福岡空港関係教育対策協議会 ※1	-	-	-
経済観光文化局	貿易振興審議会	26	7	26.9	福岡市教科用図書調査研究委員会		15	3	20.0	
	中小企業振興審議会	17	5	29.4	福岡市社会教育委員		20	12	60.0	
	文化財保護審議会	14	4	28.6	福岡市総合図書館運営審議会		14	7	50.0	
	美術館協議会	13	6	46.2	福岡市いじめ防止対策推進委員会		7	4	57.1	
	博物館協議会	13	5	38.5	局区別参画率		91	44	48.4	
	屋台選定委員会	10	3	30.0						
	局区別参画率	93	30	32.3						
計(72組織)							1,585	576	36.3	

※1 直近3年間実績なし・・・12

※2 令和3年8月1日現在委員未選任・・・2 (組織数から除外)

*個人情報保護審議会の女性の参画率は、9月1日現在45.5%

福岡市男女共同参画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画推進施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、福岡市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画推進施策の総合的な企画及び推進
- (2) 男女共同参画推進施策についての関係部局間の相互連絡調整
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 副会長は、市民局を所管する副市長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進に関する施策について学識経験のある者に対し協議会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は、市民局男女共同参画部長をもって充て、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は幹事会を総理する。
- 7 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、幹事のうちからあらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民局男女共同参画部男女共同参画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

- | | | |
|---|---|-------------------------|
| 附 | 則 | この要綱は、昭和55年3月15日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、昭和62年5月9日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成元年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成3年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成7年1月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成15年7月24日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 |

附則	この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成21年7月30日から施行する。
附則	この要綱は、平成22年7月30日から施行する。
附則	この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

市長	中央区長
副市長	南区長
会計管理者	城南区長
総務企画局長	早良区長
財政局長	西区長
市民局長	消防局長
こども未来局長	水道事業管理者
保健福祉局長	交通事業管理者
環境局長	教育長
経済観光文化局長	人事委員会事務局長
農林水産局長	監査事務局長
住宅都市局長	議会事務局長
道路下水道局長	市長室長
港湾空港局長	選挙管理委員会事務局長
東区長	農業委員会事務局長
博多区長	

別表2

総務企画局企画調整部長	住宅都市局住宅部長
総務企画局国際部長	道路下水道局総務部長
総務企画局人事部長	港湾空港局総務部長
財政局財政部長	東区総務部長
市民局コミュニティ推進部長	博多区総務部長
市民局男女共同参画部長	中央区総務部長
市民局人権部長	南区総務部長
こども未来局こども部長	城南区総務部長
こども未来局子育て支援部長	早良区総務部長
こども未来局こども総合相談センター所長	西区総務部長
保健福祉局総務企画部長	消防局総務部長
保健福祉局生活福祉部長	水道局総務部長
保健福祉局健康医療部長	交通局総務部長
保健福祉局高齢社会部長	教育委員会総務部長
保健福祉局障がい者部長	教育委員会職員部長
環境局環境政策部長	教育委員会指導部長
経済観光文化局総務・中小企業部長	教育委員会教育センター所長
農林水産局総務農林部長	監査事務局次長
住宅都市局都市計画部長	議会事務局次長